

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年7月1日

【会社名】 株式会社四国銀行

【英訳名】 The Shikoku Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 野村直史

【本店の所在の場所】 高知市南はりまや町一丁目1番1号

【電話番号】 高知(088)823局2111番

【事務連絡者氏名】 執行役員総合企画部長 小林達司

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区内神田一丁目14番4号  
株式会社四国銀行東京事務所

【電話番号】 東京(03)3291局7481番

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 二宮康高

【縦覧に供する場所】 株式会社四国銀行徳島営業部  
(徳島市八百屋町三丁目10番地2)

株式会社四国銀行松山支店  
(松山市三番町三丁目9番地4)

株式会社四国銀行東京支店  
(東京都千代田区内神田一丁目13番7号)

株式会社四国銀行高松支店  
(高松市丸亀町8番地23)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 高松支店は金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供しております。

## 1 【提出理由】

平成27年6月26日開催の当行第201期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

### (2) 当該決議事項の内容

#### < 会社提案(第1号議案から第4号議案まで) >

##### 第1号議案 剰余金の処分の件

###### 期末配当に関する事項

###### イ 配当財産の種類

金銭

###### ロ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金3円 総額648,038,061円

###### ハ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

###### その他の剰余金の処分に関する事項

###### イ 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 5,000,000,000円

###### ロ 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 5,000,000,000円

##### 第2号議案 定款一部変更の件

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められるようになったことに伴い、それらの取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第31条(取締役との責任限定契約)を新設し、現行定款第38条(社外監査役との責任限定契約)の規定の一部を変更するものであります。

上記条文の新設に伴い、現行定款第31条以下の条数を繰り下げるものであります。

##### 第3号議案 取締役5名選任の件

取締役として、西川昭寛、熊沢慎一郎、五百蔵誠一、溝淵悦子および尾崎嘉則の5氏を選任するものであります。

##### 第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、北村裕、川添博および濱田正博の3氏を選任するものであります。

#### < 株主提案(第5号議案から第7号議案まで) >

##### 第5号議案 定款一部変更の件

(株)はりまや橋銀行とする商号変更を求めるものであります。

##### 第6号議案 取締役5名解任の件

取締役高橋秀雄、紅露和之、高瀬久志、高橋重一および山元文明の5氏の解任を求めるものであります。

##### 第7号議案 監査役1名解任の件

監査役竹崎敏夫氏の解任を求めるものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

< 会社提案(第1号議案から第4号議案まで) >

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果および 賛成割合 (%)
第1号議案	170,718	1,956	44	(注)	可決 90.7
第2号議案	172,338	336	44	(注)	可決 91.5
第3号議案					
西川 昭寛	171,966	708	44	(注)	可決 91.3
熊沢慎一郎	171,952	722	44		可決 91.3
五百蔵誠一	171,506	1,168	44		可決 91.1
溝渕 悦子	171,973	701	44		可決 91.4
尾崎 嘉則	172,231	443	44		可決 91.5
第4号議案					
北村 裕	172,317	358	44	(注)	可決 91.5
川添 博	172,325	350	44		可決 91.5
濱田 正博	172,257	418	44		可決 91.5

< 株主提案(第5号議案から第7号議案まで) >

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果および 賛成割合 (%)
第5号議案	3,900	168,704	44	(注)	否決 2.0
第6号議案					
高橋 秀雄	4,409	168,195	44	(注)	否決 2.3
紅露 和之	4,446	168,158	44		否決 2.3
高瀬 久志	4,403	168,201	44		否決 2.3
高橋 重一	4,394	168,210	44		否決 2.3
山元 文明	4,414	168,190	44		否決 2.3
第7号議案					
竹崎 敏夫	4,353	168,251	44	(注)	否決 2.3

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。

第2号議案、第5号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

第3号議案、第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

第6号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

第7号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の数の集計により、第1号議案から第4号議案までについては、決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立し、第5号議案から第7号議案については、会社法に則って決議が否決されることが明らかとなったため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。